

生活保護における扶養義務について慎重
かつ冷静な対応を求める意見書

厚生労働省の発表によると、2012年5月時点における生活保護受給者数は211万816人となり、過去最多となっている。

背景には、経済状況の悪化や高齢化に加え、東日本大震災の影響も考えられ、個人や家族の努力だけでは解決できない問題となっている。

生活保護は、憲法第25条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具体化したものであり、最後のセーフティーネットとしての役割を担っているが、ここ最近、生活保護における親族間の扶養義務や不正受給にのみ焦点をあてた論調が強まっており、正当な手続きを経た受給者が不利益を被ることが懸念される。

親族間の扶養義務について、家族関係は、虐待やDVなど過去の経緯から関係を保てない場合もあり、さまざまな事情が混在し、一律のものではない。

よって、政府においては、生活保護制度の信頼性を保ちつつ、扶養義務について慎重かつ冷静に対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）11月2日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党及び
市民ネットワーク北海道所属議員全員